

## 埼玉県建築設計委託業務成績評定要領

### (目的)

第1 この要領は、埼玉県建築工事委託業務検査要綱を適用する設計委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として1件の業務委託料が100万円以上の建築設計業務（建築、電気設備、機械設備の設計業務）とする。

### (評定者)

第3 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、下記の各号に定める者とする。

- 一 埼玉県建築設計業務標準委託契約約款第31条で定める検査を行う検査員。
- 二 埼玉県建築設計業務標準委託契約約款第14条で定める監督員。
- 三 業務を公平、公正に評価し得る者として、その業務を所管する課（所）長が所属の職員のうちから指定する評定員（監督員が兼ねることができる）。

### (評定の方法)

第4 評定は、各評定者の採点結果を基にして行う。

- 2 評定の結果は、「建築設計委託業務成績採点表」、「評価項目別評定点採点表」及び「建築設計委託業務成績評定表に記録」するものとする。

### (評定の報告)

第5 監督員及び評定員である評定者は業務の完了後、検査員である評定者は完了検査を実施後速やかに、それぞれ評定を行い、「建築設計委託業務成績評定表」により発注課所長に報告するものとする。

- 2 監督員である評定者は、完了検査実施後、工事執行管理（成績評定）システムに成績情報を入力するものとする。また、工事執行管理（成績評定）システム未導入の課所においては、業者情報管理システムに総評点を入力するものとする。

### （評価結果の通知）

**第6** 発注者は、完了検査終了後遅滞なく、当該委託業務の受注者に対して、評価結果を「委託業務完了検査結果及び委託業務成績評価結果について（通知）」により通知するものとする。

### （説明請求等）

**第7** 第6による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「閉庁日」を含む。）以内に、「委託業務成績評価結果に係る説明請求書」により発注者に対して評価の内容について説明を求めることができる。

2 発注者は、前項による説明を求められたときは、受注者に対して「委託業務成績評価結果に係る説明書」により回答する。

3 前項により受注者へ回答するにあたり、発注課所長は受注者から説明を求められた内容を公正に判断するため、成績評価審査委員会を開催する。

4 前項の委員会を開催するにあたり、発注課所長は、必要に応じて受注者、監督員、評価員、検査員の出席を求めることができる。

5 第3項の委員会の設置要領は、発注課所長が定める。

### （評価の修正）

**第8** 発注課所長は、第7第3項により検討した結果、当該評価を修正する必要があると認められる場合は、建築設計委託業務成績採点表の修正を行うものとする。

2 発注課所長は、前項による修正を行ったときは、工事執行管理（成績評価）システムに成績情報を入力するものとする。また、工事執行管理（成績評価）システム未導入の課所においては、業者情報管理システムに総評価点を入力するものとする。

3 発注者は、第1項による修正を行ったときは、遅滞なくその結果を、「委託業務成績評価結果の修正について（通知）」により受注者へ通知する。

なお、この場合、第7第2項の規定は適用しない。

### （発注者による評価結果の公表）

**第9** 評価結果は、発注課所において、完了検査終了後遅滞なく、「委託業務成績評価結果表」により公表するものとする。また、第8による評価の修正をした場合においても同様とする。

2 公表については、自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。

3 閲覧期間は、完了検査の属する年度とその翌年度とする。

4 閲覧に供した資料の内容に関する問合せには応じないものとする。

5 「委託業務成績評価結果表」の保存期間は5年とする。

**（発注者以外での評定結果の公表）**

**第10** 前条の規定による公表のほか、建設管理課は、平成25年度以降の過年度に確定した成績評定結果を、ホームページにおいて公表するものとする。

2 評定結果に関する問い合わせには応じないものとする。

**附 則**

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、平成31年4月1日から適用する。